

機会は、「認知症とともに生きる」ために、とても重要な機会となります。さらに、施策や地域づくりにおいて、本人の声を活かしていくことが求められます。

- 2021年7月に2名の「愛知県認知症希望大使」を委嘱しました。大使には、県や市町村等が開催する普及啓発活動や研修、本人交流会等で、「認知症とともに生きる」姿を発信いただき、大使と協働して認知症及び認知症の人への理解促進を図っています。
- 地域におけるピアサポート活動の事例紹介や認知症の人本人からピアサポートについてお話しいただく研修の開催や、ピアサポーターの発掘・育成など、市町村におけるピアサポート活動の支援を行っています。

基本方針

- 認知症の人を含めた一人ひとりが、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らしていけるよう、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めます。
- 認知症に関する相談先の周知を図ります。
- 認知症の人が自身の経験等について、自らの言葉で語る機会を確保し、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿を積極的に発信していくことのできる環境づくりを推進します。

2026年度までの目標

(認知症の理解促進)

- 「認知症サポーター」及び「キャラバン・メイト」を養成するとともに、認知症サポーターがチームオレンジを始めとする地域活動につながるよう、「認知症サポーターステップアップ研修」を開催します。★
- 児童生徒の認知症に関する理解促進のために、児童生徒向けの認知症サポーター養成講座の実施の他、小中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動を推進します。
- 「あいち認知症パートナー企業・大学」の登録推進を通じ、地域や職域における認知症及び認知症の人に関する理解の促進を図ります。
- 地域包括支援センター等と連携し、「認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修」の一層の普及を図ります。★
- 法により位置付けられた「認知症の日」（9月21日）及び「認知症月間」（9月）の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを開催します。

(相談先の周知)

- 「あいち地域包括ケアポータルサイト」等を活用し、地域の高齢者等の介護・保健医療等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び地域における認知症の専門機関である認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談先の周知を図るとともに、「あいち地域包括ケアポータルサイト」の利用促進を図るための普及啓発を図ります。

(本人発信支援の推進)

- 「愛知県認知症希望大使」に県や市町村等が行う認知症に関する講座等でお話いただくなど、多様な連携機会を創出し、大使と協働して認知症及び認知症の人への理解促進を図ります。
★
- 本人交流会や認知症カフェ等、認知症の人が参加する場において、本人が安心して参加し発信するために必要な支援について助言を行うなど、市町村における本人発信支援の取組を支援します。★
- 市町村におけるピアサポート活動を促進するための研修を開催するとともに、本人交流会を継続的に開催できるよう支援します。★

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
認知症サポーターの養成	県 市町村	585,523人 (2022年度)	増加	認知症サポーターを養成する。
本人の意見を重視した施策の展開	市町村	18市町 (2022年度)	全ての市町村 (2025年度)	市町村における本人ミーティング等の実施を促進する。
愛知県認知症希望大使と協働した普及啓発★	県	愛知県認知症希望大使と協働の実施	愛知県認知症希望大使との協働の継続	愛知県認知症希望大使と協働して認知症及び認知症の人への理解促進を図る。

2 予防

現状・第8期計画の評価

- 世界保健機関（WHO）では、2019年に、世界中の認知症に関する研究から認知症等のリスクを減らす可能性があるアプローチをまとめた「認知機能低下および認知症のリスク低減のためのガイドライン」を公表し、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性を示唆しています。

◇ 「認知機能低下および認知症のリスク低減のためのガイドライン」12対策の推奨の概要

テーマ	推奨内容	エビデンスの強さ		テーマ	推奨内容	エビデンスの強さ	
		エビデンスの強さ	推奨の強さ			エビデンスの強さ	推奨の強さ
身体活動による介入	身体活動は、認知機能正常の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨される。	中	強い	体重管理	中年期の過体重、または肥満に対する介入は認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～中	条件による
	身体活動は、軽度認知障害の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨してもよい。	低い	条件による			低い～高い (介入の種類による)	強い
禁煙による介入	禁煙介入は、他の健康上の利点に加え、認知機能低下と認知症のリスクを低減する可能性があるため、喫煙している成人に対して行われるべきである。	低い	強い	高血圧の管理	高血圧の管理は、現在のWHOガイドラインの基準に従って高血圧のある成人に対して行われるべきである。 高血圧の管理は、高血圧のある成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	強い	低い～高い (認知症の転帰に関して)
	地中海食は、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨してもよい。	中	条件による			非常に低い～中 (介入の種類による)	強い
栄養的介入	WHOの健康食に関する推奨に準拠して、健康なバランスのとれた食事はすべての成人に対して推奨される。	低い～高い (食事の成分による)	強い	糖尿病の管理	糖尿病のある成人に対して、内服やライフスタイルの是正、または両者による糖尿病の管理は現在のWHOのガイドラインの基準に従って行われるべきである。 糖尿病の管理は、糖尿病患者に対して認知機能低下や認知症リスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い	条件による
	ビタミンB・E、多価不飽和脂肪酸、複合サプリメントは、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨されない。	中	強い			非常に低い	条件による
	脂質異常症の管理	脂質異常症の管理は、脂質異常症のある中年期の成人において認知機能低下と認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	中	強い	非常に低い	条件による	
アルコール使用障害への介入	危険で有害な飲酒を減少または中断することを目的とした介入は、他の健康上の利点に加えて、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行われるべきである。	中 (観察研究によるエビデンス)	条件による	うつ病への対応	・現在のところ、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために抗うつ薬の使用を推奨するエビデンスは不十分である。 ・成人に対する抗うつ薬や心理療法を用いるうつ病医療は、現在のWHOmhGAPガイドラインの基準に従って行われるべきである。	-	-
認知的介入	認知トレーニングは、認知機能正常または軽度認知障害の高齢者に対して認知機能低下や認知症リスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～低い	条件による			非常に低い	条件による
社会活動	社会活動と認知機能低下や認知症のリスクの低減との関連については、十分なエビデンスはない。ただ、社会参加と社会的な支援は健康と幸福と強く結びついており、社会的な関わりが組み込まれることは一生を通じて支援されるべきである。	-	-	難聴の管理	・認知機能低下や認知症のリスクを低減するために補聴器の使用を推奨するエビデンスは不十分である。 ・WHOICOPEガイドラインで推奨されているように、難聴を適時に発見し治療するために、スクリーニングと難聴のある高齢者への補聴器の提供を行われるべきである。	-	-
		-	-			-	-

補足) 活用にあたっては、「エビデンスの強さ」より「推奨の強さ」を参考にすることを奨めている。

資料 日本総合研究所：認知機能低下および認知症のリスク低減 WHO ガイドライン, 2020 をもとに愛知県福祉局作成

- 2019年6月に策定された国の大綱では、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく」とし、「予防」については、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である」としています。
- 大綱に基づき、国では、「認知症予防に資する取組の事例収集や実践に向けたガイドライン」が作成され、認知症予防に資する取組・事業の推進は、健康づくりから介護予防、疾患管理等を含む形で包括的に進められることが期待されるとしています。また、認知症関連6学会から「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」がなされ、生活者及び事

業者が、様々なソリューションの実際の認知症予防効果や限界を理解するとともに、サービス提供事業者においては、適切なエビデンスに基づくソリューション開発や情報発信が重要であることが指摘されています。

- 2023年6月に成立した法では、予防に関連して、以下のように位置付けられました。

第1章 総則

(基本理念)

第3条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 6 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。

第3章 基本的施策

(認知症の予防等)

第21条 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 県では、市町村が行う介護予防の取組を支援するため、市町村や地域包括支援センター職員に対する研修や、地域の高齢者が集う通いの場をより魅力あるものとし活性化を図るため、通いの場に関するフォーラムを開催しています。
- 高齢者に対する健診等の保健事業は、75歳以上については後期高齢者医療広域連合が実施主体となりますが、それ以前は国民健康保険を始めとする保険者ごとに実施されています。また、介護予防は市町村ごとに実施されており、それぞれが管理する健康状況や生活機能の情報が連携されていないという課題について、2020年4月1日に施行された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」等の法整備により、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組が進められています。
- 地域における認知症予防の実践活動を担うボランティアである認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）について、国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザがお互いの強みを活かした共同研究を行い、養成研修会のカリキュラムや認定要領を策定し、あいち健康プラザにおいて2019年度から育成を開始しています。

基本方針

- 市町村が行う介護予防の取組を支援します。

2026年度までの目標

- 市町村が行う介護予防の取組を支援するため、市町村や地域包括支援センター職員に対する研修や、地域の高齢者が集う通いの場に関するフォーラムを開催します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を、全市町村で実施するとともに、優良事例の横展開を行うことなどにより、市町村における取組の更なる質の向上に向けて支援を行います。
- 認知症・介護予防の普及啓発活動や、市町村や地域包括支援センターとの協力による認知症・介護予防事業推進に向けた実践活動、自主的・自発的な高齢者支援に向けた実践活動などを身近な地域において行う「認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）」を着実に育成し、地域における認知症・介護予防活動を推進します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
介護予防に資する通いの場への参加率の向上	市町村	4.3% (2021年度)	8.0% (2025年度)	介護予防に資する通いの場への参加率の向上を図る。
高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する市町村数	市町村	41市町村 (2023年度)	全市町村 (2024年度)	市町村に対する優良事例の横展開などを行う。

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

現状・第8期計画の評価

(早期発見・早期対応、医療体制の整備)

- 認知機能低下のある人や、認知症の人の早期発見・早期対応のためには、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、地域の医療機関や認知症疾患医療センター等の日ごろからの有機的な連携が必要です。
- 市町村では、地域の支援機関間の有機的なコーディネートや、認知症ケアパスの作成・活用、地域支援体制づくり、認知症の人や家族への相談等を行う「認知症地域支援推進員」を配置しています。2023年4月時点で、全市町村で計384人の地域支援推進員が配置されており、全ての市町村で認知症ケアパスが作成されています。
- 県では、認知症地域支援推進員の活動に必要な知識や県内外の多様な取組事例等の紹介する研修の開催や、こうした研修の動画等を掲載する「研修プラットフォーム」(国立長寿医療研究センターと連携して開発したeラーニングシステム)の運用を通して、認知症地域支援推進員と市町村の協働や活動の機能強化を図っています。
- 複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人・家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」は、2023年4月時点で、全市町村で計97チーム設置されており、チーム員向けの研修の開催により、その活動強化を図っています。
- 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム、介護保険事業所等、認知症に関わる地域支援を担う様々な人材や機関について、地域の実情に応じた連携と役割分担が重要となります。
- 地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、専門医療の提供や地域連携の推進の役割を担う「認知症疾患医療センター」を、東三河北部医療圏を除く10圏域で11センター設置しています。

- 医療機関における認知症ケア体制の構築を支援するため、病院に対する個別指導として認知症対応病院個別指導に取り組んできました。2023年度からは、各病院の認知症ケアに関する課題や特徴の把握、課題解決等に向け、各病院に設置された認知症サポートチームが相互に業務評価を行う認知症対応病院ピアレビューを実施しています。

(介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進)

- 認知症の人は、それぞれの状況に応じて、様々な形で介護サービスと関わりながら生活をしていくこととなります。介護サービス基盤の整備や高齢者介護を支える人材の確保を図るとともに、介護従事者が本人主体の介護を行えるよう認知症対応力向上を図ることが重要です。
- 計画的に介護事業所の整備等の推進を図り、介護サービス基盤の充実に努めるとともに、今後、介護ニーズの一層の拡大が見込まれるなかで、介護人材の確保を図るため介護職の魅力発信や、「介護・リハビリ支援ロボット」の利活用を促進しています。
- 介護従事者等を対象に、以下の認知症対応力向上研修を実施しています。

研修	内容
認知症介護基礎研修	認知症介護に関する基礎的な知識・技術
認知症介護実践者研修	認知症介護に関する実践的な知識・技術
認知症介護実践リーダー研修	認知症介護実践者研修修了者に対する認知症介護に関する実践的な知識・技術
認知症介護指導者養成研修	認知症介護に関する専門的な知識・技術、認知症介護実践研修等のプログラム作成方法・教育技術
認知症介護指導者フォローアップ研修	最新の認知症介護に関する高度な専門的な知識・技術、認知症介護実践研修等のプログラム作成方法・教育技術の向上
認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識等
認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型サービス事業所の運営・管理に必要な知識・技術
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの計画を適切に作成する上で必要な知識・技術

◇ 認知症介護従事者の認知症対応力向上研修の体系図



資料 愛知県福祉局作成

(介護手法の普及等)

- 本県には、認知症ケア手法の普及や専門職員の人材育成・確保、医療と介護の効果的な連携方策などの研究・研修に専門的に取り組む中核的機関である「認知症介護研究・研修大府センター」が立地しており、同センターに設置された「全国若年性認知症支援センター」では、若年性認知症に関連する制度や研究結果等について定期的に情報提供や研修、相談支援を実施しています。本県では両センターの運営費を助成しています。
- 認知症の人が意思決定が困難と思われる場合であっても、本人の意思や自己決定が尊重され、尊厳をもって暮らしていけることが重要であり、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の自己決定に基づく日常生活・社会生活を送るための支援ができるよう、医療・介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を導入しています。
- 在宅看取りを行う医療機関の充実及び、施設や後方支援を担う医療機関での看取り体制の強化を図り、入院医療機関等における相談体制も含め、患者の意思がより尊重される形で人生の終盤を地域で迎えることができる体制の整備を進める必要があります。

(認知症の人の介護者の負担軽減の推進)

- 認知症の人と家族等が地域において安心して生活していくためには、認知症の人のみならず、家族等への支援が必要です。介護者人口の増加とともに、介護者の状況が多様化しており、相談支援に加え、家族同士の交流や介護サービス等の利用、仕事と介護の両立支援など、介護者の状況や本人の認知症の進行に応じたきめ細かな支援を行うことが重要です。
- 要介護の高齢者を介護する家族を支援するため、市町村では、介護教室や介護者交流会等が開催されており、地域包括支援センターでは、福祉・保健・医療サービスの利用や成年後見制度の活用など幅広い相談に応じています。県では、市町村関係職員や地域包括支援センター職員などを対象に、家族介護者からの相談に対応するために必要な資質の向上のための研修を実施しています。
- 認知症の人や家族等が、気軽に相談ができるように、公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部に委託し、認知症の介護の経験者等による電話相談窓口を設置しています。
- 認知症の人の家族介護者を対象に、介護の力を身に付け、認知症の人と安定した生活を送れるよう、介護の仕方などについて学ぶ家族支援プログラム講座や、重度認知症を中心とした終末期の高齢者の看取りなどについて学ぶ重度介護家族サポート講座を開催しています。
- 認知症の人の家族介護者と接することが多い地域の専門職(介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センター職員等)を対象に、介護者の受容段階に応じた「介護者に寄り添う支援」や「介護者の力を引き出す支援としてのピアサポート」などを学ぶ研修会を開催しています。

基本方針

- 認知症の人が地域で安心した生活が継続できるよう、認知症の早期発見・早期対応、医療体制の整備に努めるとともに、保健・医療・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう有機的な連携を推進します。
- かかりつけ医や病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護師等の認知症対応力の向上を図るとともに、認知症サポート医の養成を推進します。
- 介護サービスの基盤整備や介護人材の確保を図るとともに、介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。
- 認知症介護に関する研究や認知症ケア手法の普及等を支援します。
- 認知症の人の介護者の負担軽減を推進します。

2026年度までの目標

(早期発見・早期対応、医療体制の整備)

- 認知症地域支援推進員や初期集中支援チーム等、地域支援に関わる関係者の有機的な連携を推進するための研修会を開催します。★
- 認知症地域支援推進員の研修プラットフォームのさらなる活用を進めていきます。★
- 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図るための研修を実施します。
- 地域の認知症に関する医療提供体制の中核を担う「認知症疾患医療センター」における、認知症の速やかな鑑別診断や症状増悪期の対応、BPSD や身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の充実を図るとともに、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援や継続した日常生活支援の提供等を行います。また、認知症サポート医やかかりつけ医、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、認知症の人や家族への支援体制のネットワークづくりを進めます。
- 認知症疾患医療センター間の連携・情報共有を図るとともに、センターの質の向上を図ります。

(医療従事者等の認知症対応力向上の促進)

- 認知症サポート医の養成研修とフォローアップ研修、及びかかりつけ医や病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護師等への認知症対応力向上研修を実施し、更なる質の向上を図る

とともに、これらの間の連携を促進します。

- 各病院における認知症ケアの体制の向上を図るため、各病院に設置された認知症サポートチームが相互に業務評価を行う認知症対応病院ピアレビューを実施し、チームの質の向上を図ります。★

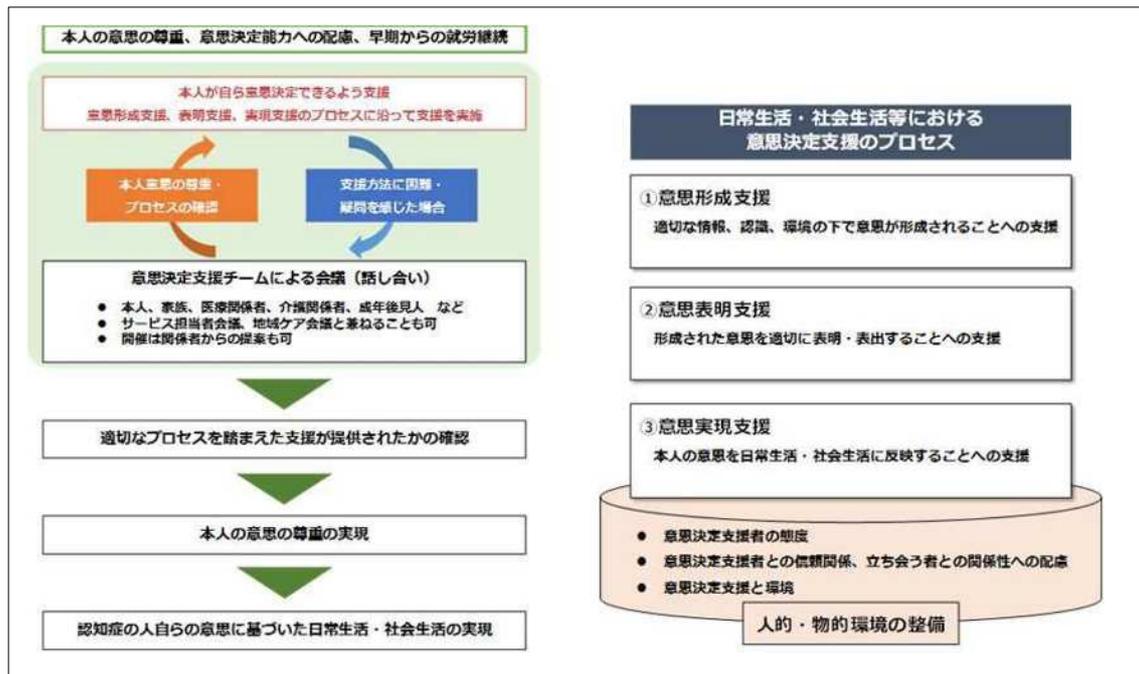
(介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進)

- 多様な生活課題を抱える高齢者のニーズに対応できるよう、地域の実情に応じ、介護事業所の整備・指定等の推進を図り、介護サービス基盤の充実を図ります。
- 特に若い世代を対象とした、介護職情報発信ポータルサイト「介護の魅力ネット・あいち」について、介護職が本来持つやりがいや社会的意義等の理解が促進されるよう内容を充実し、学生や教員等へのさらなる周知を図るとともに、小中学生・高校生向けに作成した介護のイメージアップ用DVD・小冊子の学校現場におけるさらなる活用促進に努めます。また、県内の高校生に介護福祉施設で実務を体験してもらう「介護教室」を行うなど若い世代の参入促進に努めます。
- 今後、更なる需要拡大が見込まれる「介護・リハビリ支援ロボット」などのロボット産業を振興するとともに、開発企業と介護施設等利用現場のマッチングを支援し、介護現場におけるロボットの利活用を促進することにより、社会実装の実現を図ります。
- 認知症介護指導者、認知症介護実践者及び認知症介護実践リーダーの養成を図るための研修を実施するとともに、介護職員等が認知症介護に関する基礎的な知識・技能を修得するための研修を実施します。
- 認知症対応型サービス事業開設者、事業管理者及び介護計画作成担当者向けに、事業所の管理・運営、小規模多機能型居宅介護事業計画等の作成に必要な知識・技術を修得するための研修を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

(介護手法の普及等)

- 「認知症介護研究・研修大府センター」における認知症介護に関する研究や認知症ケア手法の普及等を支援します。
- 医療・介護従事者向けを始め認知症に関する各種研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を導入し、意思決定支援の必要性や重要性についての理解を促進します。★

◇ 意思決定支援の考え方（左）・プロセス（右）



(左)資料 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン (2018年6月)」(厚生労働省)

(右)資料 上記資料を基に作成

- 在宅での看取りが可能な体制を確保するため、医療機関における適切な情報提供や相談体制のあり方、本人や家族の意思決定が困難な事例への対応方法など、人生の最終段階における医療提供体制に関する検討を進めます。

(認知症の人の介護者の負担軽減の推進)

- 介護者同士が不安や悩みを共有・共感するとともに、介護に関する様々な情報交換の場となる家族交流会の開催を支援します。★
- 認知症の人の介護等について、介護等を未経験な方や経験の浅い方にとって今後の介護への備えにもなるよう、在宅介護に役立つ手引き等を作成します。★
- 市町村関係職員や地域包括支援センター職員などを対象に、家族介護者からの相談に対応するために必要な資質の向上のための研修を実施します。
- 認知症の人を介護する家族等に対し、認知症の進行段階に応じて、介護の方法やコツ、サービスや支援制度の利用、終末期の看取り等、介護に関する知識や理解を深めるとともに、介護者同士の交流を図るための講座を実施します。
- 認知症の人を介護する家族と接する機会が多い専門職（介護支援専門員や地域包括支援センター職員等）に対し、家族支援について学び認知症介護のスキルアップを図るための研修を実施します。また、医療・介護専門職に、ピアサポートの場となる地域の「認知症家族交流会」や当事者団体等を紹介し、普及を図ります。

- 認知症の介護等に関する電話相談を実施するとともに、相談者が必要な支援を受けられるよう、市町村等関係機関との連携を図ります。
- 介護と仕事を両立しやすい職場環境づくりを支援するため、企業を対象に社会保険労務士等の専門家を派遣するほか、両立支援の必要性について理解促進を図るセミナーを開催します。
- 家族介護者の増加とともに、介護家族者も多様化していることから、介護家族者の現状や声を踏まえて、ニーズに合わせた介護家族者支援のあり方の検討に努めていきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	2026年度までの目標	事業内容
認知症地域支援推進員の新任者・現任者研修受講率	県 市町村	89.5% (2022年度)	全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講 (2025年度)	全ての認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講できるよう支援する。
認知症地域支援推進員の業務内容の実施率★	市町村	国要綱に定める地域支援推進員の業務内容のうち取り組んでいるものの割合 65.5% (2022年度)	向上	認知症地域支援推進員が各地域の認知症施策を推進できるよう支援する。
医療・介護従事者向け研修における意思決定支援に関するプログラムの実施★	県	実施	継続実施	医療・介護従事者向け研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を実施する。
在宅介護者向け手引書等の作成・普及★	県	—	手引書等の作成 (2025年度)	在宅介護者向けの手引書等を作成する。

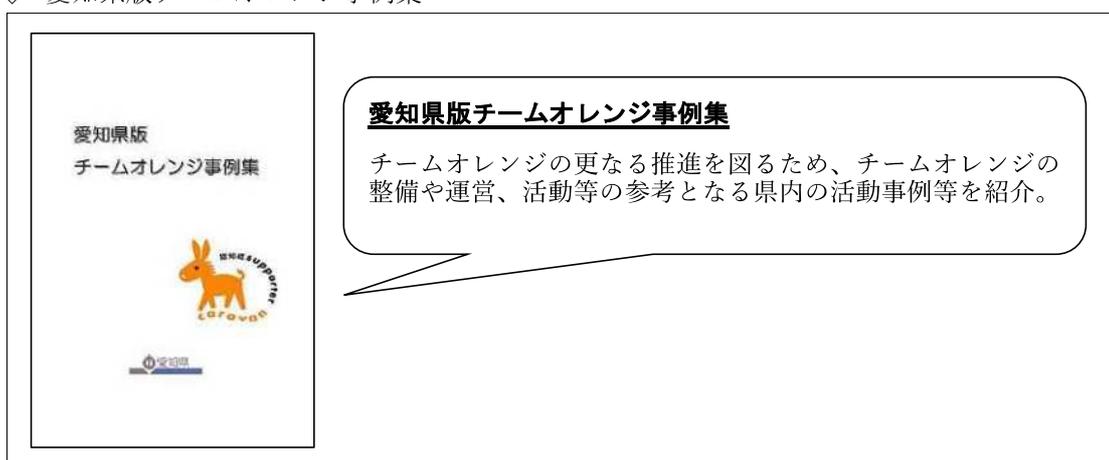
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・災害時等における支援

現状・第8期計画の評価

(認知症バリアフリーの推進)

- 認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など様々な場面で、外出や交流の機会を減らしているという状況があります。認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、行政や福祉・医療関係者だけでなく、生活に関わる幅広い民間事業者、住民等、社会全体で、生活のあらゆる場面における障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」に取り組んでいくことが重要です。
- 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぎ、「共生」の地域づくりを推進する「チームオレンジ」の設置が地域で進められており、2022年度末時点で、22市町村 36 チームが設置されています。
- 認知症サポーターを、チームオレンジを始めとする地域での活動につなげるための「認知症サポーターステップアップ研修」や、チームオレンジの運営や活動を支援する「チームオレンジコーディネーター」の養成研修の実施、県内の活動事例等をまとめた「愛知県版チームオレンジ事例集」の作成を通して、チームオレンジの設置を促進しています。

◇ 愛知県版チームオレンジ事例集



- 認知症の人や家族、専門職や地域住民の交流の場となる認知症カフェは、介護事業所や地域包括支援センター、NPO、住民ボランティア等、多様な主体により、参加者のニーズや運営者の考え方に応じた運営がされており、2022年度末時点で 569 か所設置されています。新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の休止や縮小を余儀なくされたカフェも多くなりましたが、徐々に再開されています。

◇ 認知症カフェの数、休止状況の推移

(各年度末現在)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
設置数	431	494	499	539	569
休止数	—	—	—	314	286

愛知県福祉局調査

- 2021年度にはコロナ禍における認知症カフェの実態調査を実施し、2022年度には、名古屋市、安城市、大府市において、オンラインツールの試みやカフェの運営向上を図るためのモデル事業を実施しました。調査結果やモデル事業の成果は、「認知症カフェサミット」で発信するとともに、認知症カフェ運営者等の交流を促進しています。
- 2022年中に、認知症またはその疑いがあり、警察に行方不明届が出された者は、県内で1,549人となっており、33人が死亡で発見されています。地域住民や民間事業者等も含めた見守りネットワークなど、認知症高齢者等が安心して外出でき、行方不明となっても早期に発見できる仕組みづくりが重要です。
- 行方不明となった認知症高齢者等の早期発見・保護及び市町村において保護した身元の判明しない認知症高齢者等の身元照会等を、市町村の範囲を超えて広域的かつ効率的に実施するため、「愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者 SOS 広域ネットワーク」を運営しています。
- 企業は、接客やサービス、製品等を通して、認知症の人の身近な生活に関わっています。企業における認知症の人への理解が深まり、店舗等での適切な対応やよりよい接遇・サービス等が提供されるとともに、認知症の人のニーズや意見を踏まえた新たなサービス等の創出といったより主体的な取組の促進が求められます。
- 認知症の人と関わる機会が多い小売業、金融機関、公共交通機関等向けに、認知症について正しく理解し、日常の業務でさりげなく支援できるよう、県が考案した「認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修」の普及を図っています。
- また、認知症の人にやさしいサービス等の創出を目指し、幅広い業種の企業を対象に「認知症の人にやさしい企業づくり勉強会」を開催するとともに、名古屋市と連携し、認知症の人と企業が交流する機会を通して、自社における取組等を検討するモデル事業を実施しました。
- モデル事業では、交流会の開催のほか、化粧教室や公共交通機関を用いた外出等を実施し、認知症の人と企業の協働のプロセスや取組成果について、報告会の開催や報告書の作成、認知症地域支援推進員研修プラットフォームへの掲載等により、全県への波及を図っています。

※ 共創ワーキングの取組紹介

- 認知機能の低下や障害等により、判断能力が十分でなかったり、意思決定が困難となっても、

本人の意思が尊重され、地域において尊厳ある本人らしい生活を継続していけることが重要であるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進、市町村における消費者保護や高齢者虐待防止・対応に関するネットワークづくりの支援等、権利擁護支援の取組を推進しています。

- 日常生活に必要な買い物や通院等だけでなく、趣味や旅行など、地域で本人らしく生活していくためには、地域の実情に応じた移動手段が確保され、安心・安全に外出できることは重要であるため、地域公共交通の維持・確保や高齢者の交通事故防止の取組を推進しています。
- 住まいは、安定した地域生活に不可欠な基盤であり、個々の状況に応じて適切な居住環境の確保が図られるよう、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進する「新たな住宅セーフティネット制度」を推進しています。

(若年性認知症の人への支援)

- 65歳未満で発症する若年性認知症は、現役世代であることから、仕事や家事、子育て、親の介護など、多様な生活上の課題と向き合うこととなります。就労継続支援や社会参加支援、経済的支援、介護サービスや障害福祉サービス、家族への支援等、幅広い支援が求められ、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等を踏まえた切れ目のない適切な支援が重要です。
- 若年性認知症に関する医療・福祉・就労等の総合的な支援を行うため、認知症介護研究・研修大府センター内に、「愛知県若年性認知症総合支援センター」を設置し、「若年性認知症支援コーディネーター」を配置しています。
- センターでは、若年性認知症の人や家族、企業等からの個別相談に応じて、コーディネーターが中心となり、市町村や地域包括支援センター、医療機関や介護・福祉事業所、就労支援機関等と連携し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等の個別支援を行っています。
- また、関係機関や支援者のネットワーク構築や理解促進を図るため、若年性認知症自立支援ネットワーク会議や研修を開催するとともに、広く一般への理解促進を図るための啓発セミナーの開催や、若年性認知症の人や家族の支援ニーズを把握するための意見交換会を開催しています。
- 若年性認知症の人に対する早期支援を適切に実施するためには、職場や家庭等での気づきから、相談・受診、診断から支援へと切れ目なくつながることが重要であり、医療機関との連携や、企業の理解促進、地域における支援体制の強化が必要です。
- 早期相談支援体制の構築に向けて、県内の認知症疾患医療センターの職員と愛知県若年性認知症総合支援コーディネーターを構成員とするワーキンググループの開催や、認知症の人や家

族が望む支援を共有するための連携シートの作成・活用を通して、愛知県若年性認知症総合支援センターと認知症疾患医療センターの連携強化を図っています。

- また、若年性認知症について、職場における気づきや早期支援を促進するため、産業医向け研修の開催や労働関係のセミナー等における啓発を図るとともに、高齢・障害分野の連携促進のため、市町村や地域包括支援センター、介護サービス・障害福祉サービス事業所を対象とする研修等を実施しています。

(社会参加支援)

- 認知症になることで、外出や交流の機会の減少が懸念されますが、地域社会とのつながりを維持できるよう、既存の社会資源の有効活用や新たな社会資源の創出を図り、就労、地域活動やボランティア、趣味や知人との交流等、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が確保されることが重要です。
- 愛知県若年性認知症総合支援センターと連携し、豊田市及び長久手市において、就労やボランティア活動などの社会参加に向けた支援モデル事業を実施しました。モデル事業では、市民や企業への普及啓発や関係機関間の連携構築を進めつつ、企業や事業所などとのマッチングを行うためのプラットフォームの構築（豊田市）や、交流の場としての認知症カフェの仕組みづくり（長久手市）等に取り組み、報告会の開催や認知症地域支援推進員研修プラットフォームへの掲載等により、取組成果の全県への波及を図っています。

(若年性認知症社会参加支援モデル事業 概要)

若年性認知症社会参加支援モデル事業について

愛知県若年性認知症総合支援センターと連携しながら県内2市において、若年性認知症の人等の就労やボランティア活動などの社会参加を推進するための支援モデル事業を実施するとともに、モデル事業の成果の全県波及を図るための取組報告会を開催した。

2021-2023年度事業内容

豊田市	長久手市
<p>若年性認知症の人と企業や事業所などのマッチングを行うためのプラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・中期委員向けに啓発・研修会の開催・若年性認知症本人・家族交流会の開催・企業向け研修会の開催・本人の希望と企業などが協力できることのマッチングに関する課題の洗い出し 	<p>若年性認知症の人の交流の場としての認知症カフェの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・若年性認知症に関する勉強会の開催・他市の認知症カフェを参考にした研修会の開催・地域の医師や相談員、認知症相談員等を対象とした意見交換会の実施・若年性認知症の方だけでなく、多世代が参加できる「共生カフェ」の実施 

2023年度事業内容

モデル事業の取組報告会を開催するとともに、認知症地域支援推進員研修プラットフォームのコンテンツに掲載し、成果の全県波及を図る。

(災害時等における支援)

- 近年、全国各地で地震や豪雨等の災害が相次ぎ、今後、愛知県内においても、南海トラフ地震を始めとする災害が想定されています。認知症の人や家族が地域で安心して暮らすためには、平時の支援とあわせ、災害等の非常時への備えの充実を図ることが重要です。

- 災害時には、環境の変化から、行動・心理症状の悪化や家族の心理的負担の増加等が懸念され、認知症の人の避難や避難所での生活には、地域住民の理解・支援が重要です。認知症の人や家族が落ち着いて行動できるよう、地域全体で支援する環境づくりが求められます。
- 認知症の特性や生活環境を考慮した災害時の支援を図るため、「認知症高齢者の災害時支援に関する愛知県と愛知県立大学との連携と協力に関する協定」に基づく協力、助言を得ながら、弥富市及びあま市の計3か所の認知症対応型グループホームを対象に、モデル事業を実施しました。
- モデル事業では、災害時に発生するであろう問題を想像し、具体的な備えにつなげていく「ドタバタイベント法」により、それぞれの施設において、職員向けの防災研修・訓練の実施や、防災マニュアルの作成等に取り組み、報告会の開催や認知症地域支援推進員研修プラットフォームへの掲載等により、取組成果の全県への波及を図っています。

※ ドタバタイベント法：発災時に起こりうると思われるすべてのドタバタイベントを抽出し、課題の整理を行い、備えるべき行動を検討することを目的とする手法で、愛知県立大学看護学部清水宣明教授が考案。

(災害時支援モデル事業 概要)

認知症高齢者の災害時支援モデルの構築について

「認知症高齢者の災害時支援に関する愛知県と愛知県立大学との連携と協力に関する協定」(2021.3)に基づき、同大学からの助言・協力を得ながら、市町村と連携し、県内3か所の認知症対応型グループホームを対象としたモデル事業を実施した。

2021-2022年度事業内容		
<p>弥富市① 認知症対応型グループホーム内での垂直避難方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の際の誘導や危険箇所の洗い出し ・施設への避難訓練(入居者を建物の2階へ移動の実施) ・入居者がTスクリーンした場合のGPSを活用した捜索方法の検討 ・防災マニュアルの作成 	<p>弥富市② 認知症対応型グループホーム内での避難方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内での避難時の課題調査 ・災害用備品を使用しお施設への避難訓練の実施 ・入居者がTスクリーンした場合のGPSを活用した捜索方法の検討 ・防災マニュアルの作成 	<p>あま市 認知症対応型グループホームと地域住民との災害時における連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災マニエーの実施や地域課題の把握 ・地域住民へ認知症リポート作成講座の実施 ・施設と地域住民による合同での避難訓練の実施 ・防災マニュアルの作成 
2023年度事業内容		
<p>モデル事業の取組報告会を開催するとともに、認知症地域支援推進員研修プラットフォームのコンテンツに掲載し、成果の全県波及を図った。</p>		

- 一方、認知症の人の多くは自宅で生活をしており、避難所への避難や避難所での生活が困難など、自宅に留まる人が多いことも想定され、家庭における災害時への支援も重要となります。
- また、認知症を含めた高齢者や障害者等、災害時要配慮者支援を迅速かつ適切に行うには、支援が必要な方を日頃から積極的に把握し、日常的な見守り活動や助け合い活動を進めることが有効であることから、こうした地域における支え合いを推進するための市町村地域福祉計画に、避難行動要支援者の把握・情報共有・安否確認方法等を盛り込むことが重要となっています。
- 本県では、市町村において災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をま

とめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022年度改訂）を示し、取組を促しています。

基本方針

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活していくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。
- 若年性認知症の人に対する医療・福祉・就労等の総合的な支援を推進します。
- 認知症の人の社会参加支援の推進を図ります。
- 災害時等における支援の充実を図ります。

2026年度までの目標

（認知症バリアフリーの推進）

- 「市民後見人養成研修」と連携しながら「認知症サポーターステップアップ研修」を開催し、チームオレンジの担い手となる認知症サポーターの資質向上を図ります。★
- チームオレンジコーディネーターの養成や、チームオレンジ事例集の作成・周知を通して、チームオレンジについての理解を深め、チームの設置促進を図ります。
- 地域コミュニティの担い手として期待される商店街の活性化を図るため、高齢者世帯に対する宅配サービスや移動販売、御用聞きサービスなどを実施する商店街の取組を支援します。
- 地域の認知症カフェ運営者や行政、認知症地域支援推進員等を対象とする研修を通して、認知症カフェについての理解促進を図るとともに、交流を促進します。★
- 認知症高齢者等の見守りネットワーク構築に関する研修会の開催や、「愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者 SOS 広域ネットワーク」の運用を通して、市町村域を越えた広域的な体制の構築・強化を支援します。
- 地域包括支援センター等と連携し、「認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修」の一層の普及を図るとともに、認知症の人にとって利用しやすいサービス等について考える新たなプログラムの開発・普及を図ります。★
- 企業における認知症の人にやさしい取組、市町村と企業の連携事例について共有及び意見交換する場を確保し、市町村と企業の連携を促進します。★

- 日常生活自立支援事業をより身近な地域で利用できるよう体制を整えるとともに、事業の啓発に努めます。
- 第2期成年後見制度利用促進基本計画で市町村のKPIとして定められている中核機関の整備及び市町村計画の策定を加速化するため、専門家を配置し、助言・支援を実施します。また、県民を対象に「市民後見普及啓発セミナー」を開催し、成年後見制度や市民後見に関する県民の理解促進に努めます。さらに、都道府県の役割とされている担い手の育成について、2024年度から新たに県自ら市民後見人及び法人後見実施団体の養成研修に取り組みます。★
- 高齢者等を消費者被害から守るため、「消費者安全確保地域協議会」の仕組みを活用し、地域社会全体で高齢者等を見守るためのネットワークの拡大を図ります。これに向けて、市町村における協議会の設置を促進するとともに、実効性のある見守りが実施されるよう支援を行います。
- 高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が的確に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するとともに、市町村において、高齢者虐待防止・対応のための関係機関等のネットワークづくりが推進されるよう支援します。
- 高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保するため、広域的・幹線的なバス路線の運行に要する経費の補助や、三河山間地域における市町村営バス等の運行に要する経費の補助など、地域公共交通の維持・確保に向けた支援を行います。
- 高齢者の交通事故を防止するため、事故防止に効果のある反射材の着用の促進、認知症対策の強化が図られた道路交通法及び運転免許証の自主返納制度を周知し、交通安全意識の向上を図ります。
- 頻繁に交通事故当事者となる高齢運転者に対する個別指導を始め、健康状態等を踏まえた、きめ細かな交通安全教育を高齢運転者等に実施することにより、高齢運転者の交通事故抑止を図ります。
- 高齢者が安心して住み続けられる住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、認知機能低下のある人や認知症の人への見守り等が行えるよう、地域の実情に応じた認知症への理解を深める取組を通じて、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等との連携を促進します。
- 高齢者等住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅の登録や入居支援、生活支援等を行う居住支援法人の指定を行うこと等により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進する「新たな住宅セーフティネット制度」を推進します。

(若年性認知症の人への支援)

- 愛知県若年性認知症総合支援センターの体制強化を図るとともに、相談窓口の更なる周知や

医療・福祉・就労支援等の関係機関との更なる連携を図り、若年性認知症の人と家族等の個々の状況に応じた相談支援を行います。

- 若年性認知症の人の支援に携わる関係機関等とのネットワーク構築や必要な知識・技術を修得するため、会議や研修を開催するとともに、広く一般への普及啓発を図るための啓発セミナーの開催、意見交換会を通じた、本人・家族の支援ニーズの把握を行います。
- 若年性認知症の人の就労支援を促進するため、愛知県若年性認知症総合支援センターと愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の連携を図るとともに、産業医に対する若年性認知症支援に関する研修や企業などに対する理解促進を図ります。★
- 若年性認知症について、早期から切れ目のない支援を行うことができるよう、医療機関や市町村、地域包括支援センター、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所など高齢・障害分野を含む幅広い関係機関との連携促進を図ります。★

(社会参加支援)

- 認知症の人に、県主催の認知症に関する研修等の運営に参画いただくことで、社会参加の場のひとつとするとともに、研修受講者に対する認知症の人への理解促進を図ります。★

(災害時等における支援)

- 平時だけでなく災害時も想定した在宅における介護に関する手引きを作成し、災害への備えを図ります。★
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成が進むように、働きかけます。
- 市町村において、災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」(2022年度改訂)を示し、取組を促します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
チームオレンジの構築	市町村	22市町 (2022年度)	全ての市町村 (2025年度)	全ての市町村でチームオレンジを構築できるよう支援する。

項 目	実施主体	現 状	2026年度までの目標	事 業 内 容
認知症カフェ活動を推進するための研修の実施★	県	—	2024年度から認知症カフェ活動を推進するための研修等の実施	認知症カフェの活動が推進されるよう支援する。
認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修の新たなプログラムの開発・普及★	県	—	開発 (2024年度)	新たなプログラムを開発・普及する。
成年後見制度に係る中核機関の整備	市町村	38市町 (2022年度)	全ての市町村 (2024年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る中核機関が整備されるよう支援する。
成年後見制度に係る市町村計画の策定	市町村	43市町 (2022年度)	全ての市町村 (2024年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る市町村計画が策定されるよう支援する。
市民後見人の養成研修の実施★	県	—	2024年度から実施	全県を対象とした市民後見人養成研修を実施する。
法人後見実施団体の養成研修の実施	県	—	2024年度から実施	全県を対象とした法人後見実施団体養成研修を実施する。
若年性認知症の人の早期相談支援体制（企業の理解促進）★	県	—	2024年度から企業向け研修会等での説明・講義	企業を対象とした研修会等で若年性認知症に関する説明・講義を実施する。
社会参加支援の実施★	県	—	2024年度から県が実施する研修等の運営への本人の参画	県の研修等の運営に本人が参画することで社会参加の場を創出する。
在宅介護者向け手引書等の作成・普及★	県	—	手引書等の作成 (2025年度)	災害時への備えも含めた在宅介護者向けの手引書等を作成する。

5 研究成果の社会実装の促進

現状・第8期計画の評価

- 認知症は、未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなど、様々な病態やステージを対象とした研究開発が求められています。
- 国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザがお互いの強みを活かし、2018年から共同研究を行い、あいち健康プラザで実施している健康度評価をもとに、運動機能や口腔機能等の高齢者の特性を踏まえた「後期高齢者健康度評価」の開発や、後期高齢者に向けた健康支援プログラムである「認知症予防プログラム」の開発を進めました。
- 2021年度から2023年度にかけては、開発した後期高齢者健康度評価と認知機能評価の関連性の検証、運動の実践と継続が認知機能に及ぼす効果の研究、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた、新しい生活様式に即した運動・健康支援プログラム開発を進めました。
- また、国立長寿医療研究センターにおいて、認知機能低下の早期発見手法を開発するための「プラチナ長寿健診」を2018年度から2022年度まで実施し、延べ約1万人分の健診データの蓄積・分析により、県内市町村で活用可能な認知機能低下リスクを判定するチェックリストを開発しました。
- 国立長寿医療研究センターを中核とした産学官連携による共同研究を推進する中、健康長寿社会形成ビジネスモデル創出事業を2021年度から開始し、スタートアップの革新的ビジネスアイデアや最先端技術を積極的に活用することにより創出が期待される新たなビジネスモデルのブラッシュアップに向けたハンズオン支援・実証実験に向けた支援を実施しました。
- 引き続き、国立長寿医療研究センターを始めとする専門機関や活力ある大学・企業の集積の立地を活かし、超高齢化社会の課題解決のための社会実装を進めていきます。

基本方針

- 産学官連携による共同研究及びビジネス化を通じた研究成果の社会実装の促進を図ります。

2026年度までの目標

- 産学官の連携とデジタル技術の活用により、県民の「健康寿命延伸」と「生活の質の維持・向上」に貢献する新しいヘルスケアサービス・ソリューションの創出・提供を目指す「あいち

デジタルヘルスプロジェクト」を推進していきます。★

- 認知機能低下のリスクがある方の早期発見に向けて、「プラチナ長寿健診」により開発された認知機能低下リスクを判定するチェックリストの市町村における活用促進を図ります。★

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
あいちデジタルヘルスプロジェクトの推進★	県	—	サービス・ソリューションの社会実装数 ●件 (2028年度)	あいちデジタルヘルスコンソーシアムの事務局として、共創が生まれる仕組みづくりに取り組むとともに、新たなサービス・ソリューションの社会実装を促進していく。

★ 重点プロジェクト一覧 ★

分野	取組内容
I 本人・家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 認知症希望大使と協働した普及啓発 ▪ 市町村における本人発信支援の取組の支援 ▪ 本人交流会、家族交流会の開催支援 ▪ 社会参加支援 ▪ 災害時への備えも含めた在宅介護者向け手引書等の作成
II 多職種連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームへの支援 ▪ 認知症対応病院ピアレビューの実施 ▪ 専門職研修における「意思決定支援ガイドライン」の内容の実施
III 地域における 支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市民後見人養成講座と連携した認知症サポーターステップアップ研修の開催 ▪ 認知症カフェ活動の推進 ▪ 市民後見人養成研修の実施
IV 若年性認知症の人 への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 若年性認知症の早期相談支援体制の構築 (企業への理解促進、地域の支援機関の連携促進)
V 産学官連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ONE アクション研修の新たなプログラムの開発等企業連携の推進 ▪ あいちデジタルヘルスプロジェクトの推進 ▪ 認知機能低下リスクを判定するチェックリストの普及

第4章 介護予防と生きがい対策の推進

1 介護予防の取組への支援

現状・第8期計画の評価

<市町村の支援（介護予防）>

- 県では、高齢者が要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを支援するために、介護予防事業の実施主体である市町村を支援しています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業では、要介護認定にて要支援1・2を受けた者もしくは基本チェックリストの該当者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき住民主体や基準緩和型等の多様なサービスを提供しています。
また、一般介護予防事業は、第1号被保険者全員に対して、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援、介護予防に関する普及啓発等を実施しています。
- 市町村が介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施できるよう市町村職員や地域包括支援センター職員に対し、先進事例の紹介や地域の課題を検討する研修を実施しています。
- 介護予防の取組を推進するため、地域における介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職の育成や、介護予防・自立支援に関する専門的な知識を有するアドバイザーの市町村への派遣を行っています。
- 地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントを始め、保健・医療・福祉に関する総合相談や権利擁護業務など多様な業務が実施されています。

◇ 地域包括支援センター設置数 (2023年4月1日現在)

圏域	地域包括支援センター数	圏域	地域包括支援センター数
名古屋・尾張中部	36	西三河北部	32
海部	13	西三河南部東	23
尾張東部	19	西三河南部西	29
尾張西部	14	東三河北部	4
尾張北部	30	東三河南部	30
知多半島	12	県全体	242

(注) 県内の242箇所の地域包括支援センターのうち、市町村直営のセンターが7箇所、社会福祉法人等へ委託しているセンターが235箇所。

- 市町村における地域包括ケアシステム構築への取組状況を客観的に把握し、地域における課題を明確化して、市町村による「地域マネジメント」を支援するため、全県的に統一した評価指標を策定し、2020年度から評価を実施しています。

- 介護予防のための通いの場について、より魅力あるものとして活性化を図るため、2023年度から通いの場に関するフォーラムを開催しています。
- 高齢者に対する健診等の保健事業は、75歳以上については後期高齢者医療広域連合が実施主体となりますが、それ以前は国民健康保険を始めとする保険者ごとに実施されています。また、介護予防は市町村ごとに実施されており、それぞれが管理する健康状況や生活機能の情報が連携されていないという課題について、2020年4月1日に施行された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」等の法整備により、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組が進められています。こうした取組を全市町村で実施するとともに、高齢者の健康課題に対応した取組となるよう、更なる質の向上を図ることが求められています。

<高齢者の健康>

- 健康寿命の延伸を図るため、県民向けに健康教育講座の開催や健康情報ポータルサイト「あいち健康ナビ」による情報提供を実施しています。
- フレイルの前段階でみられる口腔機能の衰えに対する支援の重要性についての啓発が求められています。
- 「70歳代で年1回以上歯の検診を受けている者の割合」の増加と全ての県民の8020（80歳で20本以上の自分の歯を保つ）達成を目指して、歯周病による歯の喪失防止と口腔機能の維持のための歯科検診の重要性について、様々な機会をとらえた啓発が求められています。

基本方針

<市町村の支援（介護予防）>

- 市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施を支援します。
- 介護予防の取組を推進するため、市町村や地域包括支援センターへの支援体制を充実します。
- 地域の介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職等を育成します。
- 市町村の地域包括ケアシステム構築への取組の支援を行っていきます。
- 介護予防のための通いの場について、より魅力あるものとして活性化を図るため、通いの場に関するフォーラムを開催します。
- 市町村等における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組みについて、事業が着実に進むよう支援します。

<高齢者の健康>

- 高齢者が元気に自立した生活を送り健康寿命を伸ばすことができるよう、がんや循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病の発症予防・重症化防止とともに、フレイル予防・介護予防に役立つ情報を提供します。

- 8020達成と口腔機能の維持に向けて、市町村で実施される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における口腔関連の取組の推進を支援するとともに、定期的に歯科検診を受けることの重要性を広く啓発に努めます。

2026年度までの目標

<市町村の支援（介護予防）>

- 市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業の推進及び互助・インフォーマルな支援を推進するため、研修の実施による人材育成等の支援を行います。
- 介護予防の取組を推進するため、地域における介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職の育成や、介護予防・自立支援に関する専門的な知識を有するアドバイザーの市町村への派遣を行います。
- 全県的に統一した市町村の地域包括ケアシステム構築への取組を評価する評価指標により、市町村の地域課題の分析や地域マネジメントの支援を行います。
- 介護予防のための通いの場について、より魅力あるものとして活性化を図るため、通いの場に関するフォーラムを開催します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を、全市町村で実施するとともに、優良事例の横展開を行うことなどにより、市町村における取組の更なる質の向上に向けて支援を行います。

<高齢者の健康>

- 高齢者が元気に自立した生活を送り健康寿命を伸ばすことができるよう、がんや循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病の発症予防・重症化防止とともに、フレイル予防・介護予防に役立つ情報を提供します。
- 市町村や関係機関等と連携し、高齢者の運動、社会参加、バランスのよい食事、歯と口腔の健康など、口腔関連の取組の推進を図ります。
- 70歳の定期的な歯科検診と口腔機能の評価の重要性を啓発するとともに、75歳以上の後期高齢者歯科健診を全ての市町村で実施するよう促します。また、市町村・関係団体と連携し、生涯を通じて定期的な歯科検診の受診を推進します。

主要施策・事業

項 目	実施 主体	現 状	2026年度 までの目標	事 業 内 容
各市町村における地域包括ケア評価指標全項目の実施率	市町村	86% (2022年度)	100% (2025年)	各市町村の評価指標の全項目の実施率100%を目指して支援を行う。
介護予防に資する通いの場への参加率の向上	市町村	4.3% (2021年度)	8.0% (2025年)	介護予防に資する通いの場への参加率の向上を図る。
高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する市町村数	市町村	41市町村 (2023年度)	全市町村 (2024年度)	市町村に対する優良事例の横展開などを行う。

2 働く機会の確保

(1) 雇用の継続と再就職

現状・第8期計画の評価

- 少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境整備を目的として、2020年3月31日に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主として「高齢者就業確保措置」のいずれかを制度化する努力義務が設けられました。(2021年4月1日から施行)
- 31人以上の規模を有する企業のうち、65歳までの雇用機会の確保について事業者が義務付けた「高齢者雇用確保措置」を実施している企業の割合は、100%（2022年6月調査）となっています。
- 希望者全員が66歳以上まで働ける企業は、2021年6月時点の調査では1,194社でしたが、2022年6月時点の調査では1,373社となっています。
また、70歳以上まで働ける制度のある企業は、2019年6月時点では3,129社に対して、2020年6月時点では、3,400社となっています。
- 70歳までの就業機会の確保を可能とする環境の整備を着実に進め、意欲と能力があれば年齢にかかわらず働ける機運醸成を目的として、高齢者雇用推進セミナーを開催しています。

【開催状況】

開催日	2021年10月29日	2022年10月24日	2023年10月24日
内容	・先進事例発表	・講演 ・先進事例発表 ・パネルディスカッション	・先進事例発表 ・パネルディスカッション
参加者	143名	186名	146名

- 厚生労働省は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者の雇用・就業についての目標及び施策の基本的考え方を、労使を始め国民に広く示すとともに、事業主が行うべき諸条件の整備等に関する指針を示すこと等により、高齢者の雇用の安定の確保、再就職の促進及び多様な就業機会の確保を図ることとしています。

基本方針

- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」本来の趣旨及び今般の法改正の趣旨に基づき、定年の引上げや継続雇用制度の導入等に取り組む企業を支援し、意欲と能力のある高年齢者がいくつになっても働ける社会の実現に努めます。
- 高年齢者等の求職活動等を支援する各分野の関係機関との連携を図り、求職者のニーズに応じた就労支援に努めます。

2026年度までの目標

- 70歳までの多様な働き方を確保かつ充実に努める企業の増加を図ります。
- 求職活動を行っている中高年齢者の円滑かつ確実な再就職を支援します。

項目	実施主体	事業内容
高年齢者雇用確保措置（70歳までの定年の引き上げや継続雇用、定年廃止など）を実施する企業の増加の推進	県	70歳まで継続して働ける雇用環境の整備を着実に進め、さらに意欲と能力があれば年齢にかかわらず働く機会を確保するための啓発を図ることを目的として、高年齢者雇用推進セミナーを開催する。 高年齢者を対象とする多様な求人の提出を促すため、高年齢者の受入体制を整備するためのセミナーを開催するとともに、希望する企業に対する個別相談を行う。
求職中の中高年齢者に対する再就職の支援	県	希望のあった市町村に相談員を派遣し、高年齢者の身近な地域で就職に関する個別相談を実施する。 キャリアチェンジや自分に合った働き方を検討するきっかけをつくるため、再就職支援セミナーを開催する。 県内企業を中心に多様な働き方に対応できる企業を開拓し、高年齢者向けの企業説明会を開催する。

(2) 生きがい就業

現状・第8期計画の評価

- 定年退職後等の高齢者に地域に密着した仕事を提供し、生きがいの充実、社会参加の促進及び高齢者の能力の活用を図る必要があります。
- シルバー人材センターでは、豊かな高齢社会の実現に向けて、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対し、地域の日常生活に密着した就業の機会を確保・提供しており、54市町村すべてに設置されています。
- 2022年度のシルバー人材センターの会員数は35,000人、契約金総額は約157億円で、安全・適正な就業を推進しています。

区 分	2021年度	2022年度
会 員 数	34,739人	35,000人
契約金総額	15,363,596千円	15,681,355千円

基本方針

- 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策を推進するため、高齢者の能力を活かし、そのニーズに応じた就業機会の確保・提供に取り組みます。

2026年度までの目標

- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第39条に基づくシルバー人材センターの業務拡大については、労働力の確保が必要な地域であり、高齢者の就業機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種を必要に応じて指定します。
- 高齢者に多様な就業機会を提供するシルバー人材センターへの入会の促進を図ります。

項 目	実施主体	事 業 内 容
シルバー人材センター会員の増加と就業機会の確保	県 (公社) 愛知県シルバー人材センター連合会	シルバー人材センター事業を推進し、高齢者の就業機会の確保・拡大を図る。

(3) 農山漁村高齢者

現状・第8期計画の評価

- 本県で農業、漁業、林業に就業している人のうち、65歳以上の割合は、農業 65.8%（2020年）、漁業 49.5%（60才以上、2018年）、林業 28.0%（2018年）となっており、農林漁業者の高齢化率は、県内全体の就業者の高齢化率（11.3%、2018年）に比べ、高くなっています。
- 農山漁村では、高齢者がこれまで培ってきた技術や経験を生かしながら、意欲や体力に応じて生産活動が行われ、高齢者が農林漁業や地域の活性化に積極的に取り組む事例がみられます。
- 新規就農者は、農業生産や地域の活性化に重要な役割を果たしており、就農相談のワンストップ窓口として、2021年4月に県農業大学校に設置した「農起業支援ステーション」が、県内各地域の出先機関である「農起業支援センター」と連携して、就農関連情報の提供や定年退職後の就農希望者等の相談に応じています。2022年度の相談件数（延べ）のうち、中高年（45歳以上64歳以下）が占める割合は22.9%でした。
- 三河山間地域では、都市部と比較すると高齢化が進展しており、今後後期高齢者の増加が見込まれますが、できるだけ住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、生活環境や生活基盤の推進を行う必要があります。

基本方針

- 農業を支える多様な人材の確保・育成に努めるため、就農相談を実施するとともに地域の農業講座等の活用により、中高年の新規就農を支援します。
- 三河山間地域における高齢者等の活躍を促進する、安全安心で持続可能な地域社会づくりをめざします。

2026年度までの目標

- 三河山間地域における安全安心で持続可能な地域社会づくりを推進するため、「あいち山村振興ビジョン2025」に位置付けられた、健康づくりや介護予防の推進、元気な高齢者の活躍への支援を行うとともに、介護人材の確保を含め、介護サービス基盤の充実に努めます。

3 社会参加の促進

(1) 学習活動

現状・第8期計画の評価

- 高齢者に学習の場を提供し、生きがいつくりや地域リーダーの養成を図るため、60歳以上の高齢者を対象に「あいちシルバーカレッジ」を毎年開講しており、2023年度の定員数は県内5会場で計630名となっております。
また、2020年度には、地域の社会活動の中核となる人材を養成するため、愛知県立大学と連携し、「あいちシルバーカレッジ」の卒業生を対象とした専門コースを新たに創設しました。
- 生涯学習情報システム（学びネットあいち）により、広く生涯学習情報を提供しており、2022年度のトップページへのアクセス数は約13万5千件ありました。
- 各市町村においても、高齢者も対象とした健康・スポーツ・レクリエーションや芸術・文化など様々な生涯学習関連事業が実施されています。

基本方針

- 高齢者の学習機会を提供するとともに、学んだことを活かして地域で活動できる仕組みを作るため、「あいちシルバーカレッジ」の充実を図ります。
- 生涯学習情報システム（学びネットあいち）の提供情報の一層の充実を図り、県民の学習ニーズに応えます。また、いつでも、どこでも学習コンテンツ等を視聴できるよう、システムの充実に努めます。
- 各市町村の生涯学習関連事業が一層充実するよう働きかけていきます。

2026年度までの目標

- 「あいちシルバーカレッジ」の卒業生が、培ってきた知識・経験や学んだことを活かして地域の社会活動や老人クラブの活動などに携われるよう、市町村社会福祉協議会等との連携を進めていくとともに、地域の社会活動の中核となる人材の養成を推進するため、愛知県立大学と連携を深め、「あいちシルバーカレッジ」の卒業生を対象とした専門コースの開講を継続します。
- 「生涯学習情報システム（学びネットあいち）」については、より多岐にわたる情報を総合的に提供するなど内容の充実を図ります。

- 各市町村の生涯学習関連事業の実施状況を取りまとめて県のホームページで公表し、学習環境の充実を図ります。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
地域活動の実践につながる「あいちシルバーカレッジ専門コース」修了者数	県	30名 (2023年度)	30名 (毎年度)	「あいちシルバーカレッジ」の卒業生を対象とした専門コースを創設し、地域活動の実践につながる学習機会を提供するとともに、地域の社会活動の中核となる人材を養成する。

(2) 社会活動

現状・第8期計画の評価

- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣などの事業を実施しています。
- 生涯学習推進センターにおいて、ボランティアに関する相談・情報提供、登録制度など、生涯学習支援ボランティアを推進する環境を整備しています。
- 自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織として「老人クラブ」が結成されており、2023年3月末現在、本県のクラブ数は、4,632クラブ、会員数288,343人となっています。

ただし、60歳以上人口に対する加入者の比率が年々減少してきており、魅力ある「老人クラブ」とする取組が必要となっています。

そこで、愛知県老人クラブ連合会では、「愛知いきいきクラブ」を愛称として積極的に使用することなどで、「老人クラブ」のイメージアップと加入促進を図っています。

また、老人クラブの特色ある取組を集めた老人クラブ活動事例集を作成し、市町村等に配布することにより、老人クラブの会員確保とクラブ活動の活性化を図っています。
- 「老人クラブ」では、健康づくり、趣味、レクリエーション、学習活動など「生活を豊かにする活動」や、友愛活動、社会奉仕、伝承活動など「地域を豊かにする社会活動」を行っております。

そこで、友愛活動や生活支援活動、清掃・奉仕・環境活動などの事業に対し市町村を通じて助成しています。（2022年度：県の助成対象老人クラブは2,181クラブ、会員数162,947人）

基本方針

- 高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。
- 県民の学習ニーズが多様化・高度化するに伴い、生涯学習のためのボランティア活動に対する県民の関心が高まっていますので、生涯学習支援ボランティアの活動を支援します。
- 健康づくりや介護予防に関する取組のほか友愛活動など地域の見守り事業を推進するため、老人クラブ活動を支援し、老人クラブの活性化を促します。

2026年度までの目標

- 高齢者が持つ豊かな経験と知識を活かし、活発な社会活動を展開できるよう、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施します。
- 生涯学習支援ボランティアの推進については、県内の生涯学習推進のための中核的施設である生涯学習推進センターの運営事業の中で継続・充実します。

- 市町村老人クラブ活動等事業に対し助成するとともに、愛知県老人クラブ連合会と連携し、特色ある取組を行う老人クラブの活動を広く周知することにより、老人クラブの会員確保とクラブ活動の活性化を図っていきます。

項 目	実施主体	事 業 内 容
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	県	全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣、「長寿情報」の提供事業など、高齢者が家庭や地域社会において豊かな経験と知識を生かし、活発な社会活動を展開できるようにするための事業を行う。
生涯学習支援ボランティアの推進	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団	生涯学習推進センターにおいて、様々な学習活動を通じて得た知識、技術を他の学習者のために生かす生涯学習支援ボランティアに関する相談、情報提供を行うとともに、研修によるスキルアップを行う。
高齢者地域福祉推進事業	県	老人クラブの友愛活動（見守り訪問等）や生活支援活動、清掃・奉仕・環境活動、健康づくり、安全活動（交通安全等）などの事業に対し助成する。

(3) 世代間交流

現状・第8期計画の評価

- 小・中学校の持つ教育機能や施設を地域へ開放し、地域住民の多様な学習機会を提供する場として、2022年度には46市町村、768校で「教室開放事業」を実施しており、様々な技能を持つ高齢者も指導者として参加しています。
- 保育所入所児童・幼稚園児や小・中学生、高校生が特別養護老人ホーム等を訪問して、高齢者の話し相手になったり、遊戯をするなど、行催事を通じて交流が盛んになっています。
また、小・中学校では「総合的な学習の時間」等で、高等学校では「総合的な探究の時間」等で、メニューの一つとして福祉実践教室や高齢者との交流を行い、障がい者スポーツについての講義・体験や高齢者が地域の歴史や教えることなどが行われています。

基本方針

- 世代間の交流活動の機会拡大に努めます。

2026年度までの目標

- 保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、児童館、老人福祉施設などでの行催事や施設における中高生の学習体験・キャリア教育の受け入れ等を通じて世代間の交流活動の機会拡大に努めます。

第5章 生活支援の推進

1 生活支援サービスの提供体制の整備

現状・第8期計画の評価

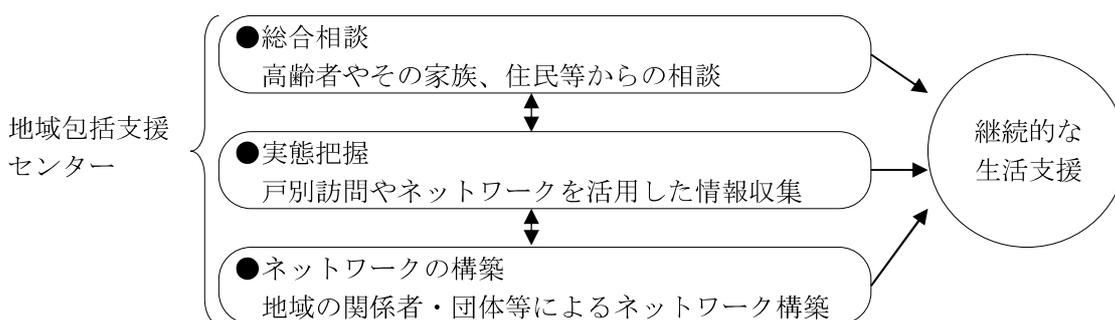
- 高齢化が急速に進行し、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯が増加する中で、高齢者の地域での孤立を防ぎ、地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、安否確認や緊急時の対応などの地域の見守り活動や、日常生活における支援体制の構築など、地域における生活支援の体制整備が必要です。
- 市町村では、見守りを必要とする世帯の把握を行うとともに、地域の実情に応じて、緊急時の通報体制整備や、配食サービス、生活支援ヘルパーの派遣など、様々な生活支援サービスを実施しています。また、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、ボランティア等による訪問活動も実施されています。
- 生活支援体制整備を推進していくため、市町村では地域のニーズと資源の把握や、地縁組織等関係者への働きかけ及びネットワーク構築等のコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を進めており、県は、研修の実施や助言者の派遣等により市町村の取組を支援しています。

◇ 市町村における主な生活支援サービスの実施状況 (2022年度)

種 類	主 な 内 容	実施市町村数
見守りが必要な世帯の把握事業	ひとり暮らしの高齢者世帯など、見守りが必要な世帯の把握を行う。	49 市町村
緊急通報体制等の整備事業	急病や災害等の緊急時に、簡単な操作で通報できる機器を給付（貸与）する。	54 市町村
配食サービス事業	ひとり暮らし等の高齢者の自宅に食事を配達し、併せて安否確認や健康状態の確認を行う。	54 市町村
生活支援ヘルパー等の派遣	掃除や調理等の生活援助といった日常生活上の援助を行う。	46 市町村
見守り訪問員等派遣事業	民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、ボランティア等により見守り訪問を行う。	54 市町村

- 地域包括支援センターでは、総合相談支援業務として、高齢者や家族の状況等の実態把握を行い、支援が必要な世帯について保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な生活支援へつなげるとともに、継続的な見守り活動を行うために、地域の様々な関係者によるネットワーク構築にも取り組んでいます。また県では、地域包括支援センター職員の質の向上のための研修を実施しています。

◇ 地域包括支援センターにおける「総合相談支援業務」の概要



- 市町村における地域包括ケアシステム構築への取組状況を客観的に把握し、地域における課題を明確化して、市町村による「地域マネジメント」を支援するため、全県的に統一した評価指標を策定し、2020年度から評価を実施しています。
- 2022年の高齢者（60歳以上）の自殺者は、厚労省及び警察庁によると395人で、自殺者数全体の約3割を占めています。
要支援・要介護の高齢者に定期的に関わる介護支援専門員を対象とした研修において、自殺予防に関する知識の普及を図っています。
- 民生委員・児童委員は住民の生活状態を把握し、援助を必要とする高齢者に対し、必要な情報提供及び支援を行っています。

基本方針

- 市町村・地域包括支援センターにおける生活支援体制整備の推進のため、人材育成や情報提供、普及啓発などを進めます。
- 市町村の地域包括ケアシステム構築への取組の支援を行います。
- 高齢者の自殺予防対策に向けて、介護支援専門員等に対し、自殺予防に関する知識の普及を図ります。
- 関係機関と連携して、民生委員・児童委員活動を支援します。

2026年度までの目標

- 高齢者の地域での孤立を防ぎ、地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていけるよう、地域の実情に応じて、緊急通報システムや配食サービスなどの訪問サービスや民生委員・児童委員の訪問や老人クラブによる友愛活動、生活相談、介護予防事業の活用、その他様々な生活支援サービスが、市町村や地域住民を始め、NPO・ボランティア、高齢者の身近な生活に関わる民間事業所など多様な実施主体により提供されることを促します。

- 地域における生活支援サービスの充実に向けた事業が円滑に実施されるよう、市町村における「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を推進します。また、生活支援体制整備についての先駆的な自治体職員などを助言者として市町村に派遣し、取組を推進します。
- 地域包括支援センターで総合相談支援業務に携わる職員の資質向上を図るため、市町村や地域包括支援センター職員を対象に研修を実施します。
- 全県的に統一した市町村の地域包括ケアシステム構築への取組を評価する評価指標により、市町村の地域課題の分析や地域マネジメントの支援を行っていきます。
- 介護支援専門員に対し高齢者や介護者の心理状態や罹患しやすい精神疾患等について理解を深める研修を実施し、相談対応力の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員に対する研修会の開催や費用弁償費の支払い等を通して、高齢者だけの世帯に対して、民生委員・児童委員が訪問して、心や身体の不調を早期に発見し、関係機関につながるような支援していきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
各市町村における地域包括ケア評価指標全項目の実施率	市町村	86% (2022年度)	100% (2025年)	各市町村の評価指標の全項目の実施率100%を目指して支援を行う。

2 権利擁護の推進

現状・第8期計画の評価

- 介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進することが求められています。
- 本県では、介護施設職員を対象に、身体拘束廃止など高齢者の権利擁護のための取組を施設内で推進する「権利擁護推進員」を養成するための権利擁護推進員養成研修を実施しています。また、介護施設等の看護職員を対象に、身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得するための「看護実務者研修」を実施しています。
- 判断能力が不十分な方を保護するための成年後見制度は、重要ですが十分利用がされていません。そこで、制度の利用を推進するため、2016年4月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、2022年3月「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。
同法に基づき、市町村では国の利用促進基本計画を勘案し、当該市町村区域における基本的な計画を定め、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講じるよう、また条例の定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

基本方針

- 介護施設等の職員に対し高齢者の権利擁護の啓発を図ります。
- 成年後見制度の利用促進に努めます。

2026年度までの目標

- 介護施設等の職員を対象とした高齢者の権利擁護推進のための研修を実施します。
- 第2期成年後見制度利用促進基本計画で市町村のKPIとして定められている中核機関の整備及び市町村計画の策定を加速化するため、専門家を配置し、助言・支援を実施します。また、県民を対象に「市民後見普及啓発セミナー」を開催し、成年後見制度や市民後見に関する県民の理解促進に努めます。さらに、都道府県の役割とされている担い手の育成について、2024年度から新たに県自ら市民後見人及び法人後見実施団体の養成研修に取り組みます。